

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成29年11月号 vol.37



今回は、「第1回松本マラソン」出場、結果報告の特集号の予定でしたが...
なんとレース2日前の怪我でスタートラインにすら立てず(;▽;)
張り切って信州に帰省した晩、実家のお風呂で転倒し腰・背中を強打。翌日は病院で過ごし、福岡には車イスで戻ってくるというドジをやらかしてしまいました(笑)。
この通信を書いている今、既に事故から3週間経っていますがまだ痛くて走れる状況にありません。でも、毎晩スマホで英会話の勉強をしながら、大濠公園のウォーキングをしっかりと楽しんでおります

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



今回は、「社内提案制度」にかかる報奨金についてご紹介します。
「事務の合理化やサービスの改善、経費の節約」などの提案を従業員から募集し経営の効率化を図り、さらに士気を高めるために従業員に報奨金を支払うということがあります。報奨金は給与になるのでしょうか？

”従業員の提案が通常の職務の範囲内であるか否かで取り扱いが変わります。”

”通常の職務の範囲内”であれば「給与所得」、”職務の範囲外”であれば「一時所得」または「雑所得」になります。会社側にとっては同じ経費ですが、報奨金をもらう従業員にとっては、税金の負担などが変わってくるので注意が必要です。

・「給与所得」となるケース

例えば、「社内提案制度を設けることにしたので何か提案を！！」などと会社の指揮・命令があるような場合は、職務の範囲内ということで「給与所得」になります。源泉所得税の負担があります。

・「一時所得」または「雑所得」になるケース

従業員の自主的な提案を前提にするものであれば、職務の範囲外になることが多いです。報奨金を一時に受け取れば「一時所得」となり、50万円までは税金がかかりません。また、継続的に受け取れば「雑所得」になりますが20万円までは申告をしなくてよい場合があります。

会社にとっても、消費税の負担を考慮すると、「一時所得」や「雑所得」として取り扱えた方が一般的には有利になります。

「今月の本の紹介」

「センスは知識からはじまる」
(水野 学 著・朝日新聞出版)

自分にセンスがあるかという、絵も下手だし、字も汚いし、文学的センスもない(笑)

でも、本書は私のようにセンスについて自信のない人間でも、「これが重要だ」ということを日々実践し知識を集積していくことで、センスのよい仕事ができるのだという確信を与えてくれる一冊です。

センスを磨くための知識の集め方や日常をちょっと変えてみる心の余裕などなど人生の旅のヒントをもらいました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<みそ玉のキツネ焼き>

最近、我が家で日本酒のおつまみとして大好評な一品です！！

- ・油揚げ 2枚→キッチンペーパーにはさんで余分な油を吸いとらせる。横半分になり、開いて袋状にする。
- ・玉ねぎ(小) 1個→みじん切り、みそ 大1.5~2、削り節 3g (A)

- ①(A)を混ぜ合わせたものを油揚げにきっちり詰める。
- ②爪楊枝で口をとじてトースターで焼く。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所